

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業
入札に関する資料の見直し箇所一覧

令和7年7月8日

1. 入札説明書の見直し箇所

頁	項目番号				項目名	修正前	修正後
26	第5章	9	2)		契約保証金	(2)運営事業者は、運営業務委託契約(契約約款第5条)に定める契約金額(委託費)の200分の10以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書(案)を参照すること。	(2)運営事業者は、運営業務委託契約(契約約款第5条)に定める契約金額(委託費)の200分の10以上の額を契約保証金として契約締結と同時に本組合に納付すること。ただし、単年度の履行保証保険の付保による場合、その額は単年度委託料の10分の1以上としなければならない。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書(案)を参照すること。

2. 要求水準書の見直し箇所

頁	項目番号				項目名	修正前	修正後
23	第2編	第1章	第6節	3.1 (2)	資源物、処理残渣等の搬出	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設での処理後、場外に搬出する資源物、処理残渣等の搬出は、本組合の責任において実施する。ただし、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰及び飛灰処理物については、建設請負事業者の責任において搬出すること。なお、焼却灰を本組合が指定する再生事業者へ引き渡す場合はこの限りではない。 危険・有害ごみの許留用ドラム缶及び生ごみ処理後の堆肥を入れる袋については、建設請負事業者にて手配すること。 なお、このうち性能要件のある資源物の引取りについては下記のとおりとする。	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設での処理後、場外に搬出する資源物、処理残渣等の搬出は、本組合の責任において実施する。ただし、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰及び飛灰処理物については、建設請負事業者の責任において搬出すること。なお、焼却灰を本組合が指定する再生事業者へ引き渡す場合はこの限りではない。 危険・有害ごみの許留用ドラム缶及び生ごみ処理後の堆肥を入れる袋については、建設請負事業者にて手配すること。 なお、このうち性能要件のある資源物、処理残渣等の引取りについては下記のとおりとする。
23	第2編	第1章	第6節	3.1 (3)	資源物、処理残渣等の引き取り	試運転、予備性能試験及び引渡性能試験により得られた焼却灰、飛灰処理物、磁気物等及びマテリアルリサイクル推進施設で発生した資源物は、「第1編第2章第9節エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の基本的条件」のうちの9「焼却条件」のうちの6「性能要件を満足することを確認後、処分又は資源化を行う。性能保証事項を満足しない焼却灰、飛灰処理物及び資源物の処分方法については、本組合の承諾を得た上で建設請負事業者の責任において搬出及び適切に処理・処分するものとする。	試運転、予備性能試験及び引渡性能試験により得られた焼却灰、飛灰処理物、磁気物等及びマテリアルリサイクル推進施設で発生した資源物は、「第1編第2章第9節エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の基本的条件」のうちの9「焼却条件」のうちの6「性能要件を満足することを確認後、処分又は資源化を行う。なお、性能要件を満足した焼却灰及び飛灰処理物は、建設請負事業者の責任において本組合が指定する一般廃棄物最終処分場へ搬出すること。焼却灰を再生事業者へ引き渡す際は積込みを行うこと。性能保証事項を満足しない焼却灰、飛灰処理物及び資源物の処分方法については、本組合の承諾を得た上で建設請負事業者の責任において搬出及び適切に処理・処分するものとする。
44	第2編	第2章	第1節	4	4 塗装、防食、防水	①塗装は、耐熱、耐薬品、防食及び配色等を考慮すること。配管の塗装は、各流別別に色分けし、流表示と流れ方向を明記すること。	①塗装は、耐熱、耐薬品、防食及び配色等を考慮すること。配管の塗装は、各流別別に色分けし、流表示と流れ方向を明記すること。なお、保温する配管は色分けした帯で流識別を行っても良い。
49	第2編	第2章	第2節	5 (4)	付属品	ゲート番号灯、その他必要な機器及び付属品一式	投入可否指示灯、その他必要な機器及び付属品一式
66	第2編	第2章	第6節	1	エネルギー回収率	入熱量 9,700[kJ/kg]×101[t/h]÷24=40,821[MJ/h]	入熱量 9,800[kJ/kg]×101[t/h]÷24=41,242[MJ/h]
121	第2編	第3章	第7節	11-7 (2)	③特記事項	屋外設置カメラは、SUS製ケース入りとし、内部結露防止対策を講じ、必要に応じて投光器を計画すること。	屋外設置カメラは、屋外仕様とし、内部結露防止対策を講じ、必要に応じて投光器を計画すること。
154	第3編	第2章	第2節	1.7	生ごみ堆肥化設備の運転管理	②処理後の堆肥は、20kg/袋程度の袋詰めを行うこと。	②処理後の堆肥は、20kg/袋程度の袋詰めを行うこと。なお、袋は運営事業者の負担で手配するものとする。
159	第3編	第2章	第6節		環境管理に係る計測項目	焼却灰 熱しやく減量・含水率 1か月に1回以上(各炉) ダイオキシン類(含有試験) 排ガス測定に併せて実施	焼却灰 熱しやく減量・含水率 1か月に1回以上(各炉) ダイオキシン類(含有試験) 排ガス測定に併せて実施 塩素・水銀・放射能濃度等 別途協議
160	第3編	第2章	第6節		環境管理に係る計測項目	悪臭 気体排出口 12か月毎に1回以上 敷地境界(2箇所) 12か月毎に1回以上	悪臭 気体排出口 12か月毎に1回以上 敷地境界(2箇所) 12か月毎に1回以上 排水水 12か月毎に1回以上

3. 落札者決定基準書の見直し箇所

頁	項目番号				項目名	修正前	修正後
6	4	2)	(2)		評価項目と配点	1-1 施工計画 施工計画 ●工事計画について、妥当性を有した提案がされているか。 ●工事期間中の安全管理について、計画性と実行性を有した提案がされているか。	1-1 施工計画 施工計画 ●工事計画について、工程を確実に遵守するための妥当性を有した提案がされているか。 ●工事期間中の安全管理について、計画性と実行性を有した提案がされているか。
7	4	2)	(2)		評価項目と配点	4-1 災害対応 災害への対応 ●災害対応(管理・連絡・運転体制、一時避難者の受入等)が提案されているか。 ●災害発生後、運転や復旧を最短で行うための具体的な方策が提案されているか。 ●災害廃棄物の処理について、具体的な方策が提案されているか。	4-1 災害対応 災害への対応 ●災害対応(管理・連絡・運転体制、一時避難者の受入等)が提案されているか。 ●災害発生後、運転や復旧を最短で行うための具体的な方策が提案されているか。 ●災害に対して強靱な施設や、そのための工夫について提案されているか。 ●災害廃棄物の処理について、具体的な方策が提案されているか。

4. 運営業務委託契約書(案)の見直し箇所

頁	項目番号				項目名	修正前	修正後
4	第5条				契約の保証	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は委託料の200分の10以上としなければならない。 3 受託者が第1項第3号から第6号までに掲げる保証のいずれかを付したときは、当該保証は、第67条第4項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の全額の200分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができる。受託者は、保証の額の減額を請求することができる。 6 第67条第1項各号により本契約が解除された場合において、本条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同条第3項の違約金に充当することができる。 7 契約保証金には利息を付さない。	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は委託料の200分の10以上としなければならない。ただし、単年度の履行保証保険の付保による場合、その額は単年度委託料の10分の1以上としなければならない。 3 受託者が第1項第3号から第6号までに掲げる保証のいずれかを付したときは、当該保証は、第67条第4項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の200分の10(保険を更新する場合は単年度委託料の10分の1)に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができる。受託者は、保証の額の減額を請求することができる。 6 前項の履行保証保険は、委託者の満足する内容の更新後の保険証書を、従前の履行保証保険の保険期間の末日の1か月前までに受託者が委託者に提出した場合に限り、更新することができる。ただし、履行保証保険の保険期間は1年以上としなければならない。 7 第67条第1項各号により本契約が解除された場合において、本条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同条第3項の違約金に充当することができる。 8 契約保証金には利息を付さない。